

京都市訓令甲第28号

区役所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 樹本 賴兼

別表区長の項第3号中「3日以内の」を削り、同項中第31号を第32号とし、第4号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の後に次の1号を加える。

(4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関すること。

別表区役所支所長の項第3号中「3日以内の」を削り、同項第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の後に次の1号を加える。

(4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関すること。

別表企画総務課長の項中「企画総務課長」を「総務課長」に改める。

別表地域振興課長の項中「地域振興課長」を「まちづくり推進課長」に改める。

別表福祉課長及び福祉保護課長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の後に次の1号を加える。

(3) 介護保険に関する申請、届出等（区長に権限が委任されたものに限る。）の処理並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関する事。

別表福祉課長及び福祉保護課長の項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関する事。

(5) 介護保険法による介護給付（介護保険施設の代表者に受領が委任されたものを除く。）及び予防給付の審査及び支給決定に関する事。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。

別表福祉課長及び福祉保護課長の項中「福祉課長及び福祉保護課長」を「福祉介護課長」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

別表長寿社会課長の項を次のように改める。

支援課長及び支援保護課長	(1) 児童扶養手当の認定の請求及び届出に係る事実の審査に関すること。  (2) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。）に関すること。  (3) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関すること。ただし、児童扶養手当受給資格調査員証の交付に関する事を除く。  (4) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関する事。
	(5) 特別児童扶養手当（区長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。  (6) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給資格の認定に関する事。  (7) 高齢者の生活支援事業等の実施に関する事。

別表保険年金課長の項第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 老人保健法（次号において「法」という。）による医療の受給資格の認定、医療費の支給（治療用装具及び入院時食事療養費の支給に代えて行うもの並びに一部負担金に係るものに限る。）の決定、高額医療費の支給の決定及び医療の給付に係る不正利得（医療の制限及び保険医療機関等に係るものと除く。）の徴収に関する事。
- (6) 法による医療の給付に係る一部負担金の減免に関する事。
- (7) 老人保健法施行令第14条及び第16条による認定に関する事。

別表保険年金課長の項第8号及び第9号を削る。

## 附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)